

# 仙台市農業委員会第51回総会議事録

I. 開催日時 令和4年7月28日（木曜日）午後1時30分から午後2時52分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (16人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 赤間 敬	5 番 大里 重市	
		7 番 加藤 和江	8 番 菅野 則義
	9 番 菊地 郁夫	10 番 熊谷 幸夫	11 番 郷古 雅春
	12 番 齋藤 清太	13 番 佐藤 千治	14 番 佐藤 とみ
		16 番 鈴木 通	17 番 高橋 勝彦
	18 番 松原 菊男	19 番 柴田 市郎	

IV. 欠席委員 (3人) 4 番 大泉 権吾 6 番 小野寺 潔 15 番 庄司 俊充

V. 議事日程

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事録署名委員の指名

4. 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件

第4号議案 農地法第4条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定の件

5. 協議

(1) 令和4年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書（案）について

(2) 新型コロナウイルス感染症の状況に伴う農業委員会業務の対応方針（案）

6. 報告

(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出

(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出

(3) 農地法第3条の3の規定（相続等）による届出

(4) 相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件

(5) 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願に関する件

(6) 農地法第5条の規定による許可の取消願に関する件

(7) 売渡あっせん希望農地一覧表

(8) 令和4年度農地基本台帳補正調査について（案）

7. その他

(1) 会長報告

(2) 事務局からの連絡事項

VI. 農業委員会事務局職員

事務課長	山本 幸子	振興係長	八木 正志
農地係長	伊藤 秀宣	振興係主査	内海 敏子
農地係主任	菊地 一郎	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

VII. 会議の概要

1 開 会	開 会	(午後 1 時 30 分)
司会：振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第 51 回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。	
議 長 (佐々木会長)	本日は、4 番大泉権吾委員、6 番小野寺潔委員、15 番庄司俊充委員から欠席の届けがありました。19 人中 16 人出席ですので、会議は成立しております。続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することにご異議ありませんか。  (異議なし)	
議 長	それでは、10 番熊谷幸夫委員、13 番佐藤千治委員を指名いたします。	
議 長	議案に入ります。  第 1 号議案から第 4 号議案まで、調査委員会を第二調査委員会が担当し、7 月 20 日に実施いたしました。今回も、新型コロナウイルスの感染予防対策等のため、時短で行いますので、調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたします。総会において調査委員からの口頭報告は省略しますが、調査の概要を説明していただきます。  第 1 号議案農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。第 1 号議案について、最初に赤間敬第二調査委員会委員長から説明願います。併せて番号 1 番から 4 番までについては、聞き取り調査を実施しておりますので、調査委員会の結果についても委員長から報告願います。	
赤間敬第二調査委員会委員長	－ 調査の概要説明 －	

調査報告（机上配布）

（第二調査委員会委員長赤間敬報告）

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査委員会を7月20日に実施いたしました。調査は、5番大里重市委員、10番熊谷幸夫委員、11番郷古雅春委員と私（3番赤間敬委員）の4名で行いました。今回の申請は、区分地上権による設備保全が2件、賃貸借による規模拡大が2件、贈与による農業承継が1件、交換による耕作利便が2件の合計7件です。番号1番から4番の報告は私（3番赤間敬委員）、番号5番の報告は5番大里重市委員、番号6番と7番の報告は10番熊谷幸夫委員です。

赤間敬第二調査委員会委員長

番号1番から番号4番については、聞き取り調査を実施しておりますので、私（3番赤間敬委員）から調査の結果を報告します。

番号1番と2番は、権利事由・譲受人が同一であるため、一括して報告します。賃貸借により規模拡大を図るものです。営農型太陽光であることから、聞き取り調査を全員で実施しました。営農型太陽光発電施設の下部の農地を、一般法人として解除条件付きで賃貸借し、有機農法で小麦を栽培する計画です。譲受人は本社を栃木県に置く法人で、大崎市に支店があり、美里町でも営農型太陽光で小麦の栽培を進めているところです。パンの製造等も行っており、収穫物はパンの原料として使用する計画です。譲受人は現在、トラクター3台、田植機1台、コンバイン3台、麦播機1台を所有し、役員2人、常時雇用している労働力20人で18.67haの農地を耕作しています。7月9日に本間昭農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。賃貸借の期間は、3年です（賃貸借の契約期間は10年、許可申請の期間は3年）。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号3番と4番は、権利事由・譲受人が同一であるため、一括して報告します。区分地上権の設定をするものです。営農型太陽光であることから、聞き取り調査を全員で実施しております。申請地の上空に営農型太陽光発電施設のパネル等を設置するための区分地上権を設定するものです。支柱部分については、同一の当事者から農地法第5条許可申請が出ており、番号3番の支柱部分の面積は0.36㎡、番号4番の支柱部分の面積は0.38㎡となります。支柱部分を除いた下部の営農については、系列の別会社を譲受人とする、農地法第3条許可申請が番号1番と2番にあります。太陽光発電パネルを設置する高さは上空3メートル以上であることから、本件の権利設定により、申請地を農地として利用するにあたり支障が生じることはないと考えられます。農地法第3条第2項ただし書きのうち、民法269条の2第1項に規定する権利の設定であり、不許可の例外に該当するものです。

7月9日に本間昭農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効

率のかつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。区分地上権の設定期間は3年です（区分地上権の契約期間は20年）。以上のことから、許可相当と調査いたしました。

（5番大里重市委員報告）

番号5番は、贈与により農業承継を図るものです。兄から妹に贈与するものです。譲受人は現在、耕うん機1台を所有し、田植・稲刈は作業委託により家族2人で32aの農地を耕作しています。7月9日に庄司善春農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

（10番熊谷幸夫委員報告）

番号6番と7番は、関連がありますので一括して報告します。交換により耕作利便を図るものです。番号6番の譲受人は現在、トラクター1台を所有し、家族4人で55aの農地を耕作しています。番号7番の譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、家族5人で31aの農地を耕作しています。7月19日に今野勇一農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、報告5で農地法第3条許可の取消願が出ております。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

菅野則義委員  
（8番）

番号1番から4番が分かりづらいです。番号1番と2番は農地の賃貸借で、番号3番と4番は別会社ですか？

事務局

番号1番と2番は営農で耕作する法人、番号3番と4番は関連法人が太陽光パネルを設置するため、区分地上権で上空を使いますという権利になります。営農と発電の会社が、別法人のためそれぞれ申請が必要です。

議 長

他にご異議、ご意見等はございませんか。

（異議、意見等なし）

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手と認めます。

よって第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、許可と決定いたします。

(午後1時58分)

議 長

第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告としますが、この議案についても調査の概要を委員長から説明願います。

赤間敬第二調査委員会委員長

－ 調査の概要説明 －

調査報告（机上配布）

（第二調査委員会委員長赤間敬報告）

第2号議案の調査結果について報告します。調査委員会を7月20日に実施いたしました。調査は、5番大里重市委員、10番熊谷幸夫委員、11番郷古雅春委員と私（3番赤間敬委員）の4名で行いました。今回の申請は、宅地に転用するものが1件、貸資材置場に転用するものが1件の合計2件です。番号1番と2番の報告は11番郷古雅春委員です。

（11番郷古雅春委員）

番号1番は、宅地に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、田412㎡を転用し、既存の宅地を含めて拡張し、整理するものです。宅地を含む事業面積2,116.36㎡を住宅等（3棟）に381.81㎡、駐車場に75㎡、庭・通路等に1,659.55㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は事業地を既存のまま利用するため費用がかからないことを確認しております。また、仙台市泉土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、貸資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、田587㎡を転用し、資材置場に200㎡、通路等に387㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は事業地を既存のまま利用するため費用がかからないことを確認しております。また、過去に当該地を取得した経過に対し、経過書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。  
第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

(午後2時02分)

議 長

第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告としますが、この議案についても調査の概要を委員長から説明願います。

赤間敬第二調査委員会委員長

－ 調査の概要説明 －

調査報告（机上配布）

(第二調査委員会委員長赤間敬報告)

第3号議案の調査結果について報告します。調査委員会を7月20日に実施いたしました。調査は、12番齋藤清太委員、14番佐藤とみ委員、16番鈴木通委員、17番高橋勝彦委員と私（3番赤間敬委員）の5名で行いました。今回の申請は、

資材置場に転用するものが3件、駐車場に転用するものが1件、管理事務所用地に転用するものが1件、作業ヤードに一時転用するものが1件、資材置場に一時転用するものが1件、営農型太陽光パネル設置に一時転用するものが2件の合計9件です。番号1番と2番の報告は14番佐藤とみ委員、番号3番と4番の報告は12番齋藤清太委員、番号5番と6番の報告は16番鈴木通委員、番号7番と8番の報告は私（3番赤間敬委員）、番号9番の報告は17番高橋勝彦委員です。

（14番佐藤とみ委員報告）

番号1番は、作業ヤードに一時転用するもので、使用貸借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものがなく、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、電気通信事業者が畑627㎡のうち372.97㎡を一時転用し、携帯基地局の作業ヤードに272.23㎡、資材置場に98.92㎡、仮設トイレに1.82㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。一時転用の期間は、令和4年10月31日までです。農地復元計画書も提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

赤間敬第二調査委員会委員長

番号2番は、聞き取り調査を実施しておりますので、佐藤とみ委員から調査の結果を報告します。

佐藤とみ委員  
（14番）

番号2番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。面積が大きいため聞き取り調査を全員で実施しました。申請地は、市街化調整区域の農振地域外です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は建設業者が、既存施設・資材置場の拡張のため、田3,496㎡を転用し、資材置場に1,302㎡、駐車場（普通車9台）に112.5㎡、通路等に2,081.5㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(12 番齋藤清太委員報告)

番号3番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振地域外です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建設業者が田462㎡を転用し、資材置場に90㎡、駐車場(普通車7台)に105㎡、通路等に267㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、駐車場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、資材販売業者が畑1,023㎡を転用し、山林を含む事業面積1,591㎡を駐車場(トラック6台・普通車6台)に310㎡、資材置場に114㎡、通路・法面等に1,167㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、許可を得ず現地を駐車場として使っていたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(16 番鈴木通委員報告)

番号5番は、管理事務所に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、産業廃棄物処理業者が畑1,795㎡を転用し、宅地を含む事業面積4,778.24㎡を管理事務所(1棟)に227㎡、駐車場(大型車12台・普通車6台)に637㎡、通路・作業スペースに3,914.24㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、杜の都の風土を守る土地利用調整条例に基づく変更協定書及び開発行為許可申請書の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしま

した。

番号6番は資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、不動産業者が田662㎡を転用し、資材置場に290㎡、車両置場（重機1台・大型車1台）に40㎡、通路・作業スペース等に332㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

### （3番赤間敬委員報告）

番号7番は、営農型太陽光発電パネル設置に一時転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域です。10ha以上の広がりなく、土地改良事業施行区域外です。申請は、太陽光発電事業者が畑6,742㎡のうち0.36㎡を一時転用し、太陽光発電パネル設置の杭・柱に0.36㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。営農型の栽培品目は小麦です。営農型太陽光で第1号議案の番号1番と3番が関連します。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。一時転用の期間は、令和7年7月27日までです。（営農型発電設備の設置に伴う一時転用の期間は、条件を満たす場合は10年、それ以外は3年になります。）今回の案件については、3年ごとに一時転用の手続きが必要となるものです。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

なお、今回の許可にあたっては、次の条件を付すことにします。

- ① 下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される当該設備を支えるためのものとして利用されること。
- ② 下部の農地において生産された農作物に係る状況を毎年報告すること。また、報告内容について、必要な知見を有する者の確認を受けること。
- ③ 下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日射量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。
- ④ 下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、営農型発電設備を改築する場合又は営農型発電設備による発電事業を廃止する場合には、遅滞なく、報告すること。
- ⑤ 下部の農地における営農が行われない場合又は営農型発電設備による発電事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農

地として利用することができる状態に回復すること。  
以上の5つの条件を付すことといたします。

番号8番は、営農型太陽光発電パネル設置に一時転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。申請は太陽光発電事業者が、田2,848㎡のうち0.38㎡を一時転用し、営農型太陽光発電パネル設置の杭・柱に0.38㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。営農型の栽培品目は小麦です。営農型太陽光で第1号議案の番号2番と4番が関連します。資金計画は、全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。一時転用の期間は、令和7年7月27日までです。(営農型発電設置に伴う一時転用の期間は、条件を満たす場合は10年、それ以外は3年になります。)今回の案件については、3年ごとに一時転用の手続きが必要となるものです。また、仙台市大倉川土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

なお、今回の許可にあたっては、次の条件を付すことにします。

- ① 下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される当該設備を支えるためのものとして利用されること。
- ② 下部の農地において生産された農作物に係る状況を毎年報告すること。また、報告内容について、必要な知見を有する者の確認を受けること。
- ③ 下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日射量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。
- ④ 下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、営農型発電設備を改築する場合又は営農型発電設備による発電事業を廃止する場合には、遅滞なく、報告すること。
- ⑤ 下部の農地における営農が行われない場合又は営農型発電設備による発電事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。

以上の5つの条件を付すことといたします。

(17番高橋勝彦委員報告)

番号9番は資材置場に一時転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、土木工事業者が仙台市発注の災害復旧工事の資材置場のため、田12,224

m<sup>2</sup>のうち 4,344 m<sup>2</sup>を一時転用し、資材置場に 3,564 m<sup>2</sup>、駐車スペース・詰所に 250 m<sup>2</sup>、通路等に 530 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。一時転用の期間は令和4年11月30日までです。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第3号議案について調査の結果、番号7番と8番には別紙のとおり5つの条件を付して許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第3号議案について、番号7番と8番には5つの条件を付して許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、許可することに決定します。なお番号7番と8番については5つの条件を付して許可することに決定します。

(午後2時13分)

議 長

第4号議案農地法第4条許可に関する事業計画変更承認申請の処分決定について、を上程します。

調査内容につきましては、書面での報告としますが、この議案についても調査の概要を委員長から説明願います。

赤間敬第二調査委員会委員長

－ 調査の概要説明 －

調査報告（机上配布）

(第二調査委員会委員長赤間敬報告)

第4号議案の調査結果について報告します。調査委員会を7月20日に実施いたしました。調査は、12番齋藤清太委員、14番佐藤とみ委員、16番鈴木通委員、17番高橋勝彦委員の4名で行いました。今回の申請は、農業用倉庫に転用許可していたものの事業計画変更承認を申請するものが1件です。番号1番の報告

は17番高橋勝彦委員です。

(17番高橋勝彦委員)

番号1番は、貸駐車場に事業計画を変更するものです。申請人が農業用倉庫として転用許可を受けていましたが、事業計画の変更に伴い、事業計画変更承認申請をするものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。令和2年7月30日付け農地法第4条申請で許可書を交付していましたが、申請人の体調不良等から当初の計画を見直すことになり、事業計画の変更が必要となったものです。事業面積に変更はなく、用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。既に事業計画変更後の用途として利用しており、資金がかからないことを確認しております。また、承認を得ず、現地を当初の目的と異なる目的に利用していたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、承認相当と調査いたしました。

議 長

第4号議案について調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第4号議案農地法第4条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定の件については、承認することに決定いたします。

(午後2時17分)

議 長

続いて、協議に入ります。

(1)「令和4年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書(案)について」事務局から説明願います。

事務局振興係

— 説明 — (1)「令和4年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書(案)について」

8月22日に役員と企画検討チーム長で提出を行う予定ですが、まだ日があり、情勢が変わる場合もありますので、本日承認いただいた後でも文言の訂正を事務局に一任していただきますようお願いいたします。

議 長	<p>ご質問・ご意見はございませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、(1)「令和4年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書(案)について」は、承認といたします。事務局から説明がありましたように、情勢の変化に伴う文言の訂正については、事務局に一任でお願いします。</p> <p>次に、(2)「新型コロナウイルス感染症の状況に伴う農業委員会業務の対応方針(案)」を、事務局から説明願います。</p>
事務局振興係	<p>— 説明 —(2)「新型コロナウイルス感染症の状況に伴う農業委員会業務の対応方針(案)」</p>
議 長	<p>ご質問・ご意見はございませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、(2)「新型コロナウイルス感染症の状況に伴う農業委員会業務の対応方針(案)」は、承認といたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時29分)</p>
議 長	<p>続きまして、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。</p> <p>(1)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出から(7)売渡あっせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。</p> <p>それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。</p> <p>(1)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、1ページに記載のとおり8件の届出がありました。転用目的の内容は、宅地への転用が3件、駐車場への転用が2件、共同住宅・長屋住宅・駐車場及び資材置場への転用が各1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、2ページから3ページに記載のとおり19件の届出がありました。転用目的の内訳は、宅地への転用が10件、一般住宅への転用が3件、共同住宅・駐車場への転用が各2件ずつ、資材置場・公衆用道路への転用が各1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、4ページから5ページに記載のとおり7件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっております。事</p>

務局長専決により全件受理しております。(4)相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件については、6ページに記載のとおり2件ありました。(5)農地法第3条の規定による許可の取消願に関する件については、7ページに記載のとおり3件ありました。(6)農地法第5条の規定による取消願に関する件については、8ページに記載のとおり2件ありました。次に(7)売渡あっせん希望農地一覧表については、新規の申し出が4件ありましたので一覧表を別紙のとおり修正しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願いいたします。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(7)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問等がないようです。次に、(8)「令和4年度農地基本台帳補正調査について(案)」は事務局から報告願います。

事務局振興係  
峯崎

— 説明 —(8)「令和4年度農地基本台帳補正調査について(案)」

議 長

(8)「令和4年度農地基本台帳補正調査について(案)」、にご質問等はございませんか。

質問等がないようです。これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。以上で報告事項を終了いたします。

(午後2時34分)

議 長

続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。(1)会長報告を私(佐々木均会長)から報告します。資料4をご覧ください。

会 長

(会長報告)

議 長

事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。

事務局

(2)事務局からの連絡事項について

(ア)～(カ)

(ア)農地改良工事の手続きが変わります(相談があったら配布に使ってください)

振興係

(イ)農業者年金加入者リスト(農業委員へは全部、推進委員へは地区配布)、年金啓発用スマホケース、年金啓発用マスク

(ウ)8月～9月の予定表

(エ)企業の農業参入相談(農地を探しています)

(オ)「第24回全国農業担い手サミット in ふくい」の開催

(カ)(参考)雇用就農資金

(キ)～(ケ)

(キ)(参考)埋却地を確保するために農地を用いることは可能です

農地係長 (コ)～(サ) 振興係	(ク) (参考) 特定農作業受委託～軽減税率制度への対応～ (ケ) (参考) 農地転用許可制度のあらまし (コ) 他市町村農業委員会だより等 (新潟市、宇和島市) (サ) 農業委員会業務必携 (2022 年度)
議 長	ご意見、ご質問等はございますか。
赤間敬委員 (3 番)	特定農作業受委託～軽減税率制度への対応～の件を、分かっているならば詳しく教えて下さい。
事務局	インボイス制度によって農作業受委託に関する経理方法が複雑になるため、農地中間管理事業に切り替えてはどうでしょうか、という内容です。
菊地郁夫委員 (9 番)	JA 仙台で法人に対してインボイスに関する説明会を開催しました。
佐々木均会長 (1 番)	農事組合法人で従事分量配当制からそ以外経営形態の法人に変更すると厚生年金に入ることになり、農業者年金をやめなくてはなりません。農業者年金をやめなくて済む国策を考えて欲しいです。
菊地郁夫委員 (9 番)	企業の農業参入相談で農地を探している件ですが、1カ所にまとまっている農地がいいのですか。
事務局	まとまっている農地が望ましいです。
議 長	他に、ご質問等はございませんか。
	(意見なし)
議 長	質問等はないようですので、その他について終了いたします。 他に何かありますか。 なければ以上で全てを終了いたします。
司会：振興係長	閉会のあいさつを嶺岸会長職務代理者からお願いします。
嶺岸会長職務代理者	以上をもちまして、仙台市農業委員会第 51 回総会を閉会します。
	閉 会
	(午後 2 時 52 分)

